

新型コロナウイルス感染症対策に係る要望書

新型コロナウイルス感染症対策については、福島県に発令されていた緊急事態宣言が5月15日に解除されたことから、徐々に企業の経済活動が始まっているが、市民一人ひとりが感染症対策を継続しながらの社会活動となるため、本格的な再開とは言えない状況にある。

このような中、郡山商工会議所及び各商工会においては、中小企業・小規模事業者を対象としたアンケート調査により現状の把握と事業者の切実な声を収集し、影響を受けた事業者を支えるべく、資金繰り・雇用維持・経営再建・新事業展開など多方面に亘る経営相談を実施してきたところである。

今後、本市の持続的な経済発展については、経営危機に直面する事業者の倒産・廃業防止に向けた支援に取り組むとともに、「新しい生活様式」に対応した事業モデルへの転換や、新たなビジネスに挑戦する事業者の支援を図ることが必要であり、併せて、これまでになく低下した消費マインドを刺激する需要喚起事業の実施が必要となっている。

については、市民の生活支援と、中小企業・小規模事業者の販路開拓・売上向上の推進及び本市の経済活動の再生を図るため、以下の事業を速やかに実行されるよう強く要望する。

- 1. 新型コロナウイルス感染収束後の経済回復に向けた支援**
- 2. 中小企業・小規模事業者の倒産・廃業防止に向けた支援**
- 3. 「新しい生活様式」に即した事業継続に向けた支援**

1. 新型コロナウイルス感染収束後の経済回復に向けた支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の生活は、緊急事態宣言が5月15日に解除されたが、現在、感染症の脅威から一人ひとりが感染症対策を継続しながらの社会経済活動が求められている。

また、中小企業・小規模事業者においては、これまでの社会活動の停滞などで深刻な影響を受けており、加えて第2波・第3波の感染拡大が懸念されることから、市民の消費マインドは、これまでになく低下するなど、急激な落ち込みとなっている。

このため、本市経済の早期回復に向けた大胆な消費喚起事業さらには市内中小企業・小規模事業者の経営回復につながる支援など、対策を迅速に進める必要がある。

については、下記事業について早急かつ積極的に実施されたい。

【新規】

○市内店舗で広く活用可能なクーポン券の発行など、収束後に市民の幅広い消費意欲を喚起する大胆な支援策の実施

※平成27年度に実施した「全市元気応援プレミアム付商品券」は、事業費4.7億円で、約33億円の経済効果を計上、地域の消費喚起に大きな成果を上げている

○相次ぐイベント中止により、大きな打撃を受けているイベント関連事業者や、売上回復に取り組む中小企業・小規模事業者を支援するため、収束後のイベントなどの開催

2. 中小企業・小規模事業者の倒産・廃業防止に向けた支援

中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大によって需要が消滅する事態に直面していることから、全ての業種で大きな影響を受け、事業継続の危機に直面している。

このような中、「新型コロナウイルス対策特別資金」の活用による事業者の資金繰り支援、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）による初年度1%の利子補給が実施されているが、新型コロナウイルスとの戦いは長期的な対応が求められていることから、事業者の負担のさらなる軽減及び経営安定に資するよう、マル経融資の利子補給制度を3年間対象とされたい。

また、「持続化給付金」や、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」は、感染症の影響により売上が50%以上減少した事業者を対象としているが、50%に満たない事業者においても経営状況の悪化が顕著となっており、これら事業者を対象とした支援制度を創設されたい。

さらに、現在「事業継続応援家賃等補助金」により事業者に対する支援が行われているが、売上停滞の長期化が予測されることから、対象期間の延長を講じられたい。

中小企業・小規模事業者が有する土地・建物等にかかる固定資産税・都市計画税が大きな負担となっている。すでに支払猶予などの支援を行っているが、さらなる支援策をお願いしたい。

【新規】

- 新型コロナウイルス感染症拡大により売上が減少した事業者に対する郡山市独自の給付金等支援制度の創設
- 事業者に対する土地・建物等の固定資産税及び都市計画税の減免

【拡充】

- マル経融資の利子補給制度の対象年数を1年から3年間に拡充
- 「事業継続応援家賃等補助金」の条件緩和と延長

3. 「新しい生活様式」に即した事業継続に向けた支援

本市においては、「郡山市新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金」「テイクアウト・デリバリー事業等開始応援補助金」「クラウドファンディング活用支援補助金」など、すでに事業者に対する支援が制度化されているが、今後は感染拡大予防と社会経済活動の両立となる「新しい生活様式」に対応した活動が必要となる。

このため、店舗・オフィスづくりやICTを活用したビジネス環境整備、売上回復に向けた新事業展開（例えばECサイト開設をはじめとした非接触型ビジネスモデルの構築）等の具体的な取り組みが増えていくと予想されることから、下記施策のさらなる拡充・期間延長と、販路開拓等事業者の新たな挑戦を支援されたい。

【拡充】

- 「新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金」「テイクアウト・デリバリー事業等開始応援補助金」の補助金の増額及び期間の延長
- 「テレワーク導入支援補助金」については、ICTを活用したビジネス環境の整備（ECサイト開設・SNS活用など、非対面型・非接触型ビジネスモデルの構築など）についても対象とされたい
- 「新しい生活様式を取り入れた会議、会合等への補助」の補助金の増額及び対象の拡大